

公

告

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第 6 項の規定により公告する。

令和 8 年 1 月 9 日

岐阜県知事 江崎 禎英

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

平和書店 TSUTAYA ノースウエスト店

大垣市熊野町字石橋 3 1 2 番地、3 1 3 番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社平和堂

代表取締役 平松 正嗣

滋賀県彦根市西今町一番地